

## 令和2年度被災地発達障がい児支援体制整備事業応募要領

この要領は、「令和2年度被災地発達障がい児支援体制整備事業仕様書」に基づく事業の契約候補者の募集に関して必要な事項を定めるものである。

### 1 資格要件

本事業実施に係る資格要件は、次の各号のいずれにも適合する法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申し立てをしている者又は申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。
- (7) 本県内に法人の主たる事務所を有し、岩手県立療育センター診療部（児童精神科医）及び乳幼児期、学齢期、青年期などの各ライフステージに応じた発達障がい児・者への専門的支援を担う岩手県発達障がい者支援センターと緊密に連携し、かつ障がい児への専門的な療育支援、発達障がい児・者及びその家族への支援を担える障がい児施設等での実務経験がある専門職員を有していること。

### 2 委託料の上限予定額

23,911,000円（取引に係る消費税額及び地方消費税を含む）

### 3 本事業応募に係る質問について

本事業実施に係る質問がある場合には、「令和2年度被災地発達障がい児支援体制整備事業質問書」により、令和2年3月6日（金）17時までに岩手県保健福祉部障がい保健福祉課にFAX（番号：019-629-5454）又はEメール（アドレス：AD0006@pref.iwate.jp）にて質問すること。

質問の回答は、令和2年3月10日（火）17時までに岩手県公式ホームページ上において行うこととしていること。

### 4 応募の手続きについて

1の資格要件に適合し、かつ本事業の委託を希望する法人は、「令和2年度被災地発達障がい児支援体制整備事業実施希望届」（以下「実施希望届」という。）により令和年3月12（木）17時（必着）までに保健福祉部障がい保健福祉課に届け出ること。

【提出先】 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課  
(郵便番号は県庁専用番号のため、住所の記載は省略可)

## 5 契約候補者の選定

県では、「実施希望届」を審査し、同法人において発達障がい児・者支援及び障がい児への療育支援の実績が認められ、事業実施の受託者として適当と認める場合には契約候補者として決定する。

ただし、複数の法人から実施希望届の提出があった場合には、別途定める方法により契約候補者となる法人を選抜するものとする。

## 6 契約手続きについて

契約候補者の決定後、速やかに契約候補者となる法人から見積書を提出いただき、その見積書の内容が適正である場合には、当該見積額をもとに契約額を確定させ、県と当該法人との間で契約を締結するものとする。

## 7 その他

- (1) 本事業の応募及び契約締結に要する経費（契約書貼付の印紙代、郵送料等）は応募者の負担とする。
- (2) 令和2年度事業予算については、岩手県議会2月定例会に上程のうえ審議中であり、確定ではない。本予算が否決された場合には、本事業実施は見合わせる事となるが、その場合に係る当該補償は一切しないので留意のこと。